

令和2年度事業報告

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、法人の運営はその影響を大きく受けました。幸いにも、密閉・密集・密接の3密の解消や日々の消毒を徹底することにより、利用者及び職員における感染者は一人も発生することなく、年度末を迎えることができました。今後も引き続き、感染予防に取り組んでまいります。最新情報の共有、利用者・職員への教育、訓練等を行ってまいります。

国・県・市では、新型コロナウイルス感染症に関連する助成等が相次いで設けられ、当法人でも、それらを積極的に活用してまいりました。具体的には、事業所及び施設等への支援事業として、当法人では除菌機能付きのエアコン、光触媒による空間清浄機、アクリル板、非接触式体表面温度計付きディスペンサー（手指消毒液の噴霧器）等の購入を行いました。また、障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業を活用し、対象となる職員全員に各5万円の慰労金を支給しました。令和3年に入り、県で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所を支援するため、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金が新たに設けられたため、この制度を活用し、自主製品に関連する備品の整備を行いました。このほか、当法人は新座市中小企業者等支援金の要件を満たしましたので、2回にわたり、計20万円の支援金の支給を受けました。

また、オンラインによる研修や会議への参加が急増し、サービス管理責任者研修や相談支援従事者初任者研修などの重要な研修もオンラインで開催されました。初めてのことに戸惑いながらも、職員はオンラインでの研修や会議への参加に積極的に取り組んだところです。また、法人内で実施したBCP（事業継続計画）に基づく研修も、各施設をオンラインで結んで実施しました。

令和2年度は、にいざ生活支援センター相談支援室で使用する軽車両が埼玉県共同募金会のNHK歳末たすけあいの助成対象となり、比較的少ない自己負担で新車を購入することができました。また、県を通じて、公益財団法人みずほ福祉助成財団の福祉車両贈呈事業に応募したところ、福祉工房さわらびが贈呈先に選ばれ、主に利用者の作業時における送迎等で活用する8人乗りのミニバン車両を財団からご寄贈頂きました。また、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するためのキャリアアップ助成金については、昨年度から関係する規程を整備し、取り組んでまいりましたが、対象となる非正規から正規の職員への転換に該当した職員がおりましたことから、その助成金の支給を受けました。

事業における主な動きといたしましては、まず、令和2年度下半期から基幹相談支援センターの事業を新たに市から受託しました。当該事業の内容は、これまでの委託相談支援事業である「障がい者相談支援事業」に加えて「基幹相談支援事業」の業務の実施が求められ、前者は「情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助」を始めとする7つの業務、後者は「相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門的な指導及び助言」や「複雑又は困難な相談ケースへの支援」など11の業務で構成されています。市内では、当法人のにいざ生活支援センター相談支援室とNPO法人暮らしネット・えんのケアプランえんの2か所が委託を受けています。初年度である令和2年度は、主に、困難ケースの支援を中心に行いましたが、今後、当該事業で求められている業務内容から、実施する業務の幅が拡大していくことが予想されます。

なお、当該事業は市からの業務委託となっており、その業務委託料は人件費1名分が想定されております。これを受け、当法人でも、相談支援の経験を持つ有資格者を1名雇い入れましたが、業務の遂行に当たって、決して十分な委託料となっておりませんことから、今後も市に業務委託料の増額を要望してまいりたいと考えております。

福祉工房さわらびや福祉工房楓では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、利用者が通所を控える動きも見られましたが、希望する方を対象とした在宅支援を実施し、通常に通所による支援と効果的に組み合わせた支援を展開することができました。

経営状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響があり、年度当初に低下した利用率は、後半にかけて回復したものの、昨年度に比べ、就労系事業はおよそ240万円の減収となりました。この減収については、新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、就労移行支援事業の利用率の低下も減収の要因の一つとなっています。そのほか、相談支援系事業で約57万円の、自立生活援助事業で約40万円の減収となりました。一方、人件費の支出が、職員の育児休業の取得や退職に伴う補充の遅れなどから、想定よりも抑制されたため、施設等整備基金積立金への積み立てが実現できました。

コロナ禍で見通しが不透明な状況の中、障害福祉サービス等の報酬改定や職員の加配等を目的とした市の補助金の削減などにより、令和3年度は更に厳しい運営が予想されますが、令和2年度を通して得られた経験を活かし、法人が実施する各種の事業に臨んでまいります。

次に、各拠点の総括をいたします。

本部は、昨年度に引き続き、国保連への請求事務、補助金や助成金等の申請事務を行いました。また、理事会と評議員会を開催し、規程の整備、予算・決算等の重要事項について審議され、それぞれ議決を頂いております。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。令和2年度は2名が就労につながりました（内1名の勤務開始日は令和3年4月1日）。また、一般就労につながった方の安定した就労の継続を支援する就労定着支援事業では、2名の方に面談や職場訪問等を行うなど就労の定着を支援いたしました。就労移行支援事業では、昨年度から利用率が低下しています（平成30年度：77%、令和元年度：50%、令和2年度：47%）。また、報酬改定により、就労移行支援事業の報酬単価が、当該事業を利用して就職された方の6月以上の定着率により算定されることとなりましたが、事業開始時に比べて、その単価が大きく低下しています（平成23年度の単価：759単位、令和2年度の単価：630単位）。令和2年度は、就労移行支援事業単体で見ると、860万円不足しており、他の事業から不足を補っている状況です。報酬単価自体が低いため、利用率が100%になっても、現在の職員体制を維持するのが困難な状況であります。令和3年度は、こうした状況の改善が喫緊の課題です。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、年度の後半にかけ利用率が好調に推移いたしました。老人福祉センターの売店販売ができなかったり、その他のいくつかの販売先でこれまでのような販売ができなくなったりするなど生産活動に係る収入は例年に比べて大幅に減収いたしました。内職や生産活動の機会を頂いている企業・団体のご協力により、コロナ禍であるにもかかわらず、ほとんど途切れることなく作業を提供することができました。

そのほか、利用者の通院同行や随時の相談にも対応し、日常生活を支援いたしました。また、精神障がいのほか、知的障がいや身体障がいを併せ持つ方の利用が増えてきている傾向にあります。

福祉工房さわらびではこれまで、市の補助金を活用した職員の加配が実現できておりますが、令和3年度以降は当該補助金が削減される見込みですので、職員体制について就労移行支援事業と併せて検討が必要となるものと考えております。

福祉工房さわらび相談支援室の実施する指定特定相談支援事業では、福祉工房さわらびやその他の障がい福祉サービス事業所等を利用希望する方のサービス等利用計画作成支援を実施しました。当該事業では、相談支援専門員を就労移行支援事業及び就労定着支援事業の職員が兼務しており、年々、業務量が増えてきていることから、新たな支援への取組が困難な状況になっております。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創作的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、更なる自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。令和2年度は、地域の有志の方からマスク製作のための布等の寄贈を受け、ほかの施設に先駆けて一早く布製マスクを製作し、市役所等で販売いたしました。その結果、合計でおよそ280枚の売上がありました。企業からの受託している内職作業も順調で、受託内容は時期によって異なりますが、全部で約40種類を数えるほどの作業内容を任されております。一方で、新型コロナウイルス感染症予防のため、調理会などこれまで行ってきた一部のプログラムは実施できませんでした。

併設する福祉工房楓相談支援室では、障がい福祉サービスやホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等利用計画作成支援を実施しました。法人内の他の相談支援事業所と協力して実施しておりますが、福祉工房楓が位置する市内北部のみならず、市内の全域を対象に支援を実施しています。

にいが生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等の事業等を行う基礎的事業と、医療・福祉サービス・地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を行う機能強化事業を実施しました。また、毎年、当事者等を対象として実施している集いは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により参加者は比較的少数でしたが、前年に引き続き、「うつの集い」、「発達障がいの集い」、「統合失調症の集い」、「家族・友人の集い」、「そううつ（双極性障がい）の集い」を企画、実施しました。

平日の夜間にボランティアの皆さんの協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が年間791件（令和元年度621件）を数えました。

福祉工房楓と同様に、新型コロナウイルス感染症予防のため、これまでどおり実施できなくなったプログラムが複数ありました。また、権利擁護等を目的としたいくつかの啓発事業が中止となりました。一方で、職員を対象とした研修に力を入れ、法人の主に新人職員を対象とした研修や、全職員を対象とした虐待防止研修を企画し、実施いたしました。

自立支援協議会との関わりでは、センターの職員が、これまでの相談支援部会に加えて地域定着支援部会の立ち上げに関わり、国で進めている「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を部会の主要テーマとして取り組み始めました。なお、にいが生活支援センターでは、長期入院者の退院と地域での生活を支援する指定一般相談支援事業（地域移行支援事業や地域定着支援事業）を行っているほか、県の精神障害者退院促進事業にも取り組んできており、令和2

年度も9件の退院促進支援を実施いたしました。今後も力を入れたい支援領域の一つであります。

基幹相談支援センター事業では、困難ケースの対応を主に実施する中で、市担当課ともう一か所の受託事業者であるケアプランえんとの間で定期的な話し合いを毎月行ったほか、虐待ケースへの対応をいたしました。相談支援事業所への後方支援についてはケアプランえんと協力してあいさつ回りに着手しております。

年間の相談件数は3,349件（委託部分：3,241件、基幹部分：108件）でした。電話や来所による相談のほか、必要に応じて訪問や同行支援も行っております。なお、相談内容は困難化、複雑化している傾向にあります。

このほか、にいざ生活支援センター相談支援室の事業実績として、まず特定相談支援事業（計画相談支援）については、サービス等利用計画作成支援については新規が56件（令和元年度31件）、更新が216件（令和元年度212件）、継続サービス利用支援（モニタリング）が130件（令和元年度158件）となりました。

指定一般相談支援事業の地域定着支援事業については1名（令和元年度2名）の方が利用され、それぞれの利用者の状況に応じて、生活環境の整備と日中活動の場のための支援を行いました。

また、自立生活援助については、居宅において単身等で生活する方を対象に、15名（令和元年度18名）の方が利用され、月2回の定期的な訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援を行いました。

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置

事務長 1人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

事務主事 1人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図りました。理事会は3回、評議員会は3回開催しました。ただし、令和2年度第2回評議員会については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、書面により評議員及び監事に議案を提案し、評議員全員の同意を得、かつ、監事全員からの異議がないことを確認し、定款第14条第4項の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなしました。

・主な審議事項

福祉工房さわらび運営規程の一部改正、
令和元年度事業報告、令和元年度収支決算、社会福祉充実計画の策定、
中間決算報告、中間監査報告、令和2年度補正予算（第1号・第2号・第3号）、
令和3年度事業計画、令和3年度収支予算、
社会福祉法人にいざ表彰被表彰者の決定、法人が交わした契約の報告

② 法人組織体制の強化（管理職会議の開催）

施設長・管理職会議については2週間に1回のペースで開催しました。施設運営の状況や課題について施設間で共有が図られ、その時々で、時宜にかなった対応をすることができました。また、年度の後半からは、第3次中期経営計画策定に向けた会議をほぼ1週間に1回のペースで開催し、検討を重ねました。

③ 職員の資質向上（研修への参加）

前年度に引き続き、職員の資質向上のため、法人の「人材育成に係る方策」の下、年度当初に研修計画を策定し、当該計画に基づき、研修への参加を図りました。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、参加を予定していた多くの研修が中止となり、受講できた研修は限定的となりました。一方で、オンラインによる研修が増加いたしました。

・相談支援関係（（ ）内表記はキャリアパス研修体系表による区分。以下、同）

（上級職）

虐待防止・権利擁護研修

（専門的研修）

相談支援従事者初任者研修

「発達障害と併存障害・周辺症状への理解」研修

5名 延べ9回参加

・就労支援関係

(専門的研修)

ジョブ・サポーター研修

発達障害地域生活・就労支援者研修会

発達障害者支援センター専門研修「高次脳機能障害編」

「障害のある子供たちの学校の関わりと生活と進路」研修会

3名 延べ9回参加

・管理者向け研修

(管理職)

働き方改革セミナー

財務管理担当者研修

(専門的)

サービス管理責任者研修

4名 延べ17回参加

・その他研修

(専門的)

「福祉施設職員対象の新型コロナウイルス対策」研修

事例から学ぶコロナ対策、

食のリスクコミュニケーター研修

15名 延べ19回参加

・全体職員研修

新座市基幹相談支援事業及び障がい者相談支援事業の一環で、にいざ生活支援センターが主導し、法人内の新人職員を主な対象とした基礎研修と、全職員を対象とした虐待防止に関する研修を実施しました。

基礎研修 14名 延べ14回参加

虐待防止研修 11名 延べ57回参加

④ 職員処遇改善への取組

職員処遇改善加算を活用して、平均して常勤換算1.0人当たり月15,838円の手当を支給しました。

⑤ BCP（事業継続計画）に基づく訓練の実施

令和2年度は、感染症と震災をテーマとして、各施設をZoomで接続し、職員全員が参加する形で実施しました。それぞれ想定される状況について取り上げ、当法人の事業継続計画及び危機管理マニュアル並びに非常災害対策計画の記載の内容や、国で作成された各種のマニュアル等を参考に、一連の対応の流れについて確認いたしました。

⑥ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり編集し、第107号から第109号までを発行する（毎号900部印刷）とともに、一層の内容充実に努めました。昨年度に引き続き、地域の薬局の協力を頂き、利用者の皆さんの薬の疑問にお答えいただく記事を掲載いたしました。「これから」を通じての地域における当法人の事業と関連する他団体との連携の構築が図られました。

⑦ 関係機関、団体との情報交換の促進

市担当課を始めとした行政や家族会との綿密な連携を図り、円滑に法人の事業を推進いたしました。なお、これまで社会福祉法人にいざ後援会と連携して実施してきた各種啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種事業が中止されました。

・職員が出席した主な会議

新座市自立支援協議会、新座市障がい者施策委員会、
新座市障がい支援区分認定審査会、新座市障がい者就労支援センター運営委員会、
就労移行合同説明会、南部地区地域福祉推進協議会 等

⑧ その他

- ・予算及び決算事務執行
- ・施設運営委員会の開催
- ・精神保健福祉士を目指す2名、延べ30日間の実習

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定員 10 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・B 型・就労定着と兼務)
サービス管理責任者 兼 生活支援員 (B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)
生活支援員 1.5 人(常勤 2 人 (ただし、内 1 人は B 型と兼務))
職業指導員 0.8 人(常勤 1 人・就労定着支援員、相談支援専門員と兼務)
就労支援員 1 人(常勤)

令和 2 年度開所状況

初日契約者数 7 人 新規契約者数 10 人 退所者数 12 人 末日契約者数 5 人
開所日数 243 日 延利用者数 1,145 人 1 日平均利用者数 4.7 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、令和 2 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座や SST を行いました。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動、パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行いました。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行いました。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援しました。
- ・2 名の利用者が就職しました。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指しました。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行いました。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援しました。
- ・OB 会を年 2 回開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、開催を見送りました。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所を利用して一般就労につながった 2 名の障がい者の安定した就労の継続を支援しました。毎月面談することで、極め細やかな支援ができ、就労先との連携も深まりました。

④ 就労先や実習先企業の開拓

- ・今まで精神障がい者を雇用した実績がない市内企業に 1 名の利用者が就職しました。
- ・近隣の事業所で職場実習を数回させていただくことが出来ました。

⑤ 相談等支援

- ・作業終了後に一人月 1 回の定期面談を行うとともに、随時、生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、体調に変化があった時や生活上の課題があった時には通院同行をして、主治医の意見を確認しながら支援しました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて市役所等への同行の支援を行いました。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・法人のパンフレットを見学に来られた方に配布し、利用者の確保に努めました。
- ・契約者数の増加と利用率の向上を目指しましたが、就労移行支援事業利用のニーズを持つ利用者の獲得につながらず、契約者数、利用率ともに減少しました。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、コロナの影響で開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

- ・コロナの影響で例年行われる研修が中止になることも多くありましたが、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B 型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定員 30 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務)
サービス管理責任者 兼 生活支援員 (B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)
生活支援員 3.3 人(常勤 4 人 (ただし、内 1 人はサービス管理責任者と兼務、また、内 1 人は移行と兼務)
職業指導員 2.84 人(常勤 1 人・非常勤 3 人)
目標工賃達成指導員 1 人 (常勤 1 人)

令和 2 年度開所状況

初日契約者数 49 人 新規契約者数 12 人 退所者数 3 人 末日契約者数 58 人
開所日数 243 日 延利用者数 6,031 人 1 日平均利用者数 24.8 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、令和 2 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行いました。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行いました。
- ・自主製品(手芸品と焼き菓子)の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めました。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図りましたが、市制 50 周年の記念式典が中止になったことで授産製品注文の規模が縮小するなど、コロナの影響を受けました。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた取組を進めました。埼玉県技術指導員支援制度を活用し、焼き菓子の講師に定期的に来ていただき、新商品の開発に取り組みとともに、既成商品の改良や効率的な作業方法を教えていただきました。
- ・売上と平均工賃の増加を目指しましたが、前年度に比べ売上、平均工賃ともに減少しました。コロナの感染拡大防止策として、さわらびの利用を半日に限定し、午前と午後で利用者の入れ替えを行ったため、一人当たりの作業時間数が大きく減少したことが影響しています。コロナ禍において、いかに利用者さんの不利益にならない対策を取ることができるかが今後の課題となっています。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図りました。一泊旅行等、一日がかりの外出プログラムに関しては、コロナの流行を鑑み、すべて見送りました。

③ 相談等支援

- ・作業終了後に面談の時間を設け、生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をしました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて、訪問支援、市役所への同行支援等を行いました。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑤ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・法人のパンフレットを見学に来られた方に配布し、利用者の確保に努めました。
- ・年度の前半はコロナの影響もあり、利用率が一時的に低下しましたが、在宅訓練の周知徹底を行い、利用者さんも在宅訓練に慣れたことが大きく影響し、年度の後半には一日の利用者数が30人を超える日が続くなど、利用率が非常に高い数字で安定しました。
- ・特別支援学校の先生と連携を取り、卒業生を受け入れました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑥ 協力事業所との連携強化

- ・かねてより付き合いのある新座市内のサンケン電気から授産製品販売についてのお話を受け、社内売店での焼き菓子と自主製品の定期販売が10月から始まり、好調な売上で推移しました。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントがコロナの影響ですべて中止になったため、イベント参加はできませんでした。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、コロナの影響で開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

- ・コロナの影響で例年行われる研修が中止になることも多くありましたが、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者 1 人（常勤・移行、B 型、就労定着と兼務）

相談支援専門員 1 人（常勤・移行、就労定着と兼務）

令和 2 年度実績

サービス利用支援（新規） 5 件

サービス利用支援（更新） 36 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 86 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。
- ・就労後に、就労定着支援事業を利用される方の計画相談にも携わりました。
- ・コロナ対策として、利用者と対面する機会を減らし、電話での書類確認を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図りました。

5 地域活動支援センターⅢ型 福祉工房楓

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 1.8 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

（施設長兼務は福祉工房楓相談支援室（相談支援事業）と兼務）

令和 2 年度開所状況

初日在籍者数 21 人 新規利用者数 3 人、 退所者数 1 人 末日在籍者数 23 人

開所日数 243 日 延利用者数 1,876 人

創作的活動や生産的活動を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、もって利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な支援を行いました。

基礎的事業

創作的活動や生産的活動の機会を提供し支援を行いました。

・創作的活動

絵画教室 11 回 参加者 42 人、文芸教室 10 回 参加者 48 人、

社会見学 1 回 参加者 2 人、マイフェバリットソング 28 回 参加者 135 人、

散歩 16 回 参加者 63 人、スポーツ 7 回 参加者 26 人、DVD 鑑賞 2 回 参加者 8 人、

フリー（利用者提案による自主企画） 74 回 参加者 352 人、

読書 2 回 参加者 4 人 等を実施しました。

・生産的活動

自主製品づくり 66 回 参加者 85 人、内職作業 165 回 参加者 856 人、

公園清掃 12 回 参加者 82 人、小学校除草 5 回 参加者 21 人 等を実施しました。

内職作業は、お線香の計量や箱詰め等の作業を主に行いました。また、自主製品は、

市役所、楓敷地内販売を行いました。

・社会との交流の促進等の事業

地域交流の一環として、また地域貢献の一環として、路上清掃活動を行いました。

機能強化事業

自立した日常生活が営めるよう機能強化事業を行いました。

・楓勉強会 7 回 参加者 32 人、全体ミーティング 19 回 参加者 110 人、

料理会 3 回 参加者 15 人、お菓子作り 1 回 参加者 4 人 等の事業を実施し、円滑な

集団生活が送れるよう支援をしました。また、嘱託医によるセカンドオピニオンとしての個人面談や精神科医療に関すること、日常の健康管理等について学習会 2 回 参加者 13 人 を行いました。

なお、料理会・お菓子作りについては令和 2 年 4 月 27 日の施設利用者への通所自粛依頼と同時に実施を休止しています。

その他の支援

- ・通所が困難になって休みがちな利用者には、電話や手紙により関係維持に努めました。
- ・個別支援計画を作成しました。
- ・利用者送迎サービス 1 ルート（集合場所：東二丁目関商店）を実施しました。
- ・利用者の支援に当たって、医療機関や関係機関と連携を図りました。
- ・職員の資質向上に向けて各種研修に参加しました。
- ・火災や自然災害等への対策として避難訓練を 2 回実施しました。
- ・季節の行事としてクリスマス会、初詣等を行いました。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤兼務）

（兼務は福祉工房楓（地域活動支援センター）と兼務）

令和 2 年度実績

サービス利用支援（新規） 2 件

サービス利用支援（更新） 15 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 48 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、就労系サービス事業所、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、福祉工房さわらびの利用者、また、楓を利用された後、就労系サービス事業所へステップアップされる方、ホームヘルパーの利用を希望される方に新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、居宅介護支援事業所、就労系サービス事業所等との連携を図りました。

7 地域活動支援センター I 型 にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止 2-7-12
事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日
定員 28 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分
職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）
指導員 6.8 人（常勤兼務 5 人 非常勤 3 人）
（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室と兼務）

令和 2 年度開所状況

初日在籍者数 79 人 新規利用者数 3 人 退所者数 0 人 末日在籍者数 82 人
開所日数 243 日 延利用者数 2,269 人

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供するとともに、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援を行いました。併せて、行政機関や医療機関等と連携を図り、地域生活が安定し自立と社会参加が促進されるよう、適切な支援策を推進しました。

基礎的事業

創作的活動の機会の提供や地域社会との交流の促進等の事業及び相談支援を行いました。

・創作的活動の機会の提供

社会生活力に関する学習会、コラージュや絵画等の芸術活動を定期的に行い、創造性を育て、活力の増進を図りました。今年度は、コロナ感染予防のため、コーラスや調理会、麻雀、メイク、カラオケ大会は中止にしました。

・社会との交流の促進等の事業

主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に行いました。また、困っていることなどの問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場として、茶話会、支援センターミーティング、安心して過ごせるために考える会、何でも公開相談会を実施しました。コロナ感染予防のため、スポーツや日帰り研修旅行等施設外のプログラムについては中止にしました。

・相談支援

日々の生活から生じる問題や不安（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズに十分な配慮をしつつ、関係機関と連携して個別、具体的に支援しま

した。

支援方法としては、電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行いました。また、必要に応じて医療機関や関係機関への同行支援を行いました。

機能強化事業

医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整を行いました。

・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整

施設利用者を対象として嘱託医による個別相談及び座談会を実施したほか、SST（社会生活技能訓練）やSFA（社会生活力プログラム）等の事業を実施しました。

地域社会基盤との連携強化のための調整としては、障がい者福祉課、生活支援課、保健センター、女性困りごと相談室、自立支援協議会等行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進するよう努めました。その過程において、精神障がいかどうか明確になっていない状態のまま長期間にわたり、自宅などから外出できないような方へ訪問支援を行いました。また、新座市精神障害者家族会（やすらぎの会）の活動支援として、会報誌の閲覧及び未加入の施設利用者等への紹介を行いました。今年度はコロナ禍のため家族相談会が中止になり場所の提供はありませんでしたが、家族会未加入の悩んでいる家族に対して相談会の情報提供を行いました。

・当事者及び家族を対象とした集いの実施

コロナ禍の1年でしたが、集いを中止にすることはせず開催しました。しかし、緊急事態宣言中は参加者0人の時もありました。開催時は換気に気をつけ、少人数で集いを実施しました。コロナの影響で全体的に参加者数は少なめでした。

「うつの集い」は“当事者対象”の集いとして毎月1回実施しました。毎回、ピアの力とグループの力を感じることができました。体調やご自身の都合に合わせて時々参加する方もいます。「発達障がいの集い」は“当事者・家族友人合同対象”の集いとして毎月1回実施しました。「統合失調症の集い」は“当事者対象”の集いとして毎月1回実施しました。参加された方々から話せる場所があつてよかったとの感想をいただきました。

「家族・友人の集い」は“うつ、その他の精神疾患をお持ちの方や引きこもりの方の家族・友人が対象”の集いとして毎月1回実施しました。「そううつ（双極性障害）の集い」は“当事者対象”の集いとして隔月で実施しました。

その他の支援

・電話傾聴サービス

今年度の電話傾聴員研修はコロナ感染予防のため中止にしました。また、傾聴員で構成する「ふくろうの会」についても通常は月に一回の定例会を行っていましたが、緊急

事態宣言中は中止にしました。「ふくろうの会」実施により、当センター職員と傾聴電話の内容について共有を図っております。

電話傾聴サービスは平日の夜間（18:00～22:00）に実施し、延べ利用者数は791件（R2年4月～R3年3月）です。今年度の傾向としては、コロナの影響か件数が増えた月が目立ちました。「コロナのため外出もできない」、「電話傾聴があり助かっている」、「人と話す心軽くなる」といった声がありました。また、定期的に利用される方も多く、「助かっている」、「話を聞いてもらえてありがたい」と好評を頂いております。

- ・ 利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 11 月 1 日（指定特定相談支援事業）

平成 25 年 4 月 1 日（指定一般相談支援事業）

平成 30 年 8 月 1 日（自立生活援助事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 室長 1 人（常勤兼務）

サービス管理責任者 兼 相談支援専門員 1 人（常勤兼務）

相談支援専門員 兼 地域生活支援員 3 人（常勤兼務）

（兼務は全てにいざ生活支援センター（地域活動支援センター）と兼務）

令和 2 年度実績

サービス利用支援（新規） 56 件

サービス利用支援（更新） 216 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 130 件

地域移行支援 利用者 0 人 地域定着支援 利用者 1 人

自立生活援助 利用者 15 人

相談件数 10,327 件 内訳：来所 572 件 電話 8,953 件 訪問・同行 802 件（補助事業・受託事業の件数を含む。）

① 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を通じ、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するための支援を行いました。

② 地域移行支援

令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響もあり、精神科病院への訪問が難しく、退院支援をする機会が減少したことから実績はありませんでした。

③ 地域定着支援

地域定着支援としては、令和 2 年度は 1 人の方が利用され、生活環境の整備と日中活動の場の確保として計画相談支援を組み入れました。また、当該事業では、常時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しています。緊急電話の利用について今年度は利用される方はいませんでした。自立生活援助の利用に移行される方もいらっしまったので、地域定着支援を利用される方が少なくなっています。

④ 基本相談支援

精神障がい者、家族及び関係者に、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等の関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進しました。

⑤ 自立生活援助

平成 30 年 8 月に事業を開始した自立生活援助は主に単身生活の方が利用できるサービスで 15 名の方が利用をしました。定期的な訪問支援に加え、日常生活に関する相談支援を随時行いました。また、自立生活援助も地域定着支援と同様に常時の連絡体制と緊急事態等に対応する体制を確保しており、令和 2 年度は休日・夜間時に 53 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は高くなく、電話対応にて完結していますが、昨年度に比べると利用件数が大幅に増加しております。

⑥ 新座市基幹相談支援センター

令和 2 年 10 月から市からの委託を受け、事業を開始しました。現在、月に 1 回新座市基幹相談支援センターえんと障がい者福祉課と 3 者で基幹相談支援センターの活動報告や業務内容についての確認をする話し合いをしています。基幹相談支援業務として当面は困難ケースへの対応と市内相談支援事業所の後方支援を実施することになっております。市内相談支援事業所からの相談はあまりありませんが、新座市自立支援協議会相談支援部会と連携を取り、相談支援事業所との連携の強化や人材育成を目的とした勉強会の企画をしました。令和 3 年 4 月に市内相談支援事業所と報酬改定の勉強会を実施する予定です。困難事例の対応は日常的に実施しています。

地域相談支援事業者との連携として 2 月に基幹相談支援センターえんと一緒に市内の地域包括支援センターに訪問をして基幹相談支援センターの業務について説明をしました。訪問後に地域包括ケアセンターからの相談が数件ありました。

権利擁護及び虐待防止のための活動として、障がい者福祉課が主催する虐待通報時に実施するコア会議に 2 回出席をしました。内 1 件は会議後に障がい者福祉課と一緒に緊急訪問を実施しました。

⑦ 新座市障がい者相談支援事業

延べ相談件数 3,349 件

市との業務委託契約に基づき、以下の業務を行いました。

(1) 情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助

相談者本人を始め、相談者の家族等関係者及び関係機関からの相談に応じ、情報の提供、福祉サービスの利用援助を行いました。具体的には、医療（病状・訪問看護・カウンセリング）、住まい（精神科退院後の生活・独立・住居・世帯分離）、経済（家計・社会保険）、人間関係（家族・近隣住民）等についての相談であり、必要に応じて、居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所施設、共同生活援助施設、就労移行支援施設、就労継続支援（A 型・B 型）施設の利用援助を行いました。また、障がい支援区分認定

調査の問い合わせにも対応し、当施設で14件実施しました。

(2) 社会資源を活用するための支援

相談支援を通じ、ケースごとに適切な社会資源を紹介し、必要に応じ同行支援を行いました。紹介した社会資源は、障害福祉サービス事業所（就労移行支援施設・短期入所施設等）、地域活動支援センター、医療機関、発達障害に関する専門機関、法律に関する専門機関、不動産屋、障害年金・公的扶助等の手続の窓口、有償ボランティアです。

(3) 社会生活力を高めるための支援

今年度は、5～6月に「コロナ～緊急事態宣言を受けて～」、11～12月に「友人・恋愛・一人でいること」、2～3月に「私を支えてくれるものごと」をテーマに地域で自立した生活を送る力を身に付けるための学習会を3クール行いました。

テーマ「コロナ～緊急事態宣言を受けて～」における学習のねらいは、『初めての緊急事態宣言下で、自分を保ち、楽しく健康に乗り切るためにはどうしたらよいか。情報交換をして、よりよく過ごして長期戦に備えましょう』でした。参加者は平均12名でした。

テーマ「友人・恋愛・一人でいること」における学習のねらいは、『人との適度な距離の取り方について考えてみる。一人でいることのプラス面・マイナス面は何だろう。』でした。参加者は平均12名でした。

テーマ「私を支えてくれるものごと」における学習のねらいは、『自分の存在を支えているものは何だろう。自分の好きなこと、嫌いなこと、依存していることなどについて考えてみる。今の自分を見つめ、今後の生活に活かしてみよう』でした。参加者は平均10名でした。

3クールとも全7回の連続講座で、全てに参加された方もいらっしゃいました。各回、テーマに沿って自分自身を見つめて言葉にまとめ、発表をし、意見交換を行う、という形で進行しました。他の方の発表を聞くことで、様々な価値観・個性・考え方があることを知る機会になったと思います。各テーマの終盤では、今後の目標や計画を考える時間があり、参加者が各々、自分なりの目標を立てていました。自分自身を見つめることで自分の個性を知り、今後の人生がさらに豊かになることを期待しています。

(4) ピアカウンセリングに関する事業

今年度は8～9月にわたり全7回のピアカウンセリングセミナーを実施しました。参加者は平均11名でした。演習（ロールプレイ）を多く取り入れました。「初めて来た人への声掛け」、「行き過ぎた行為を止めるには」、「1対1での相談場面」、「複数で聞く相談」などの場面設定で行いました。また、資料も活用し、ピアの存在の大切さを学び、ピアカウンセリングの好ましいとされるルール（①一番の役割は、相手の話を聞

いて聞いて聞きまくること、②自分自身の希望・価値観・期待を持ってよいが、自分の希望や価値観を相手に押し付けてはいけないこと等) も取り入れました。

(5) 権利擁護のために必要な支援

通年：権利擁護の相談（計 24 件）を行いました。障がい者虐待については、家庭内暴力、DV、医療機関における処遇などに係る支援（計 11 件）を行いました。

10 月：産業フェスティバルの子ども広場で、障害者虐待防止法と成年後見制度について啓発チラシを配布する予定でしたが新型コロナウイルスの影響で産業フェスティバルが中止となりました。

3 月：障害者虐待防止法に関する職員研修を行いました。今回はインターネット上に公開されている県や国の資料をもとに企画しました。前半は座学形式で法律等の概略を確認し、後半は小グループにわかれ、事例を用いてディスカッションをしました。

権利擁護（障がい者差別禁止）に関する普及啓発活動として市民向け啓発講演会を企画していましたが、コロナ禍による社会情勢を鑑みて中止しました。次年度以降、再設定します。

(6) 相談に対する専門機関の紹介

必要に応じ専門機関の紹介を行いました。地域包括支援センター、日本司法支援センター、保健所、精神科病院、行政担当窓口、社会福祉協議会、社会福祉士事務所 等